

3月市議会がはじまります

3月市議会が2月24日から開会予定です。

2026年度の川口市の予算を決める大切な議会です。市民のくらしや福祉、教育が最優先の川口市政を求め、日本共産党市議団も皆さんから寄せられた声を届けてがんばります。

3月市議会の一般質問では、日本共産党から金子ゆきひろ議員、ふじしまともこ議員の2名が一般質問を行います。

◎3月市議会 日程(案)◎

2月24日(火)	開会
25日(水)	令和7年度に係る常任委員会(総務・福祉保健)
26日(木)	令和7年度に係る常任委員会(環境経済文教・建設消防)
3月3日(火)	令和7年度に係る本会議
6日(金)	一般質問
9日(月)~12日(木)	一般質問
16日(月)	常任委員会(総務・福祉保健)
17日(火)	常任委員会(環境経済文教・建設消防)
23日(月)	閉会

議会は午前10時開会です。議会は傍聴できますので、ぜひ傍聴におでかけください。またインターネットでも配信していますので、川口市議会ホームページからご視聴ください。



2026年2月15日 No.1825
日本共産党川口市議会議員団
 川口市前川1-2-28-10
 TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

知っ得情報

税申告の時期になりました。
 医療費控除の対象であれば
 医療費控除を受けましょう。

問 医療費控除は「医療費が10万円を超えた場合」とよく言われますが、所得により10万円以下でも控除ができますか。

答 1年間に支払った医療費から保険などで補填された金額を差し引き、その額から「10万円又は所得金額の5%」のどちらか少ない方を差し引いたものが医療費控除の対象になります。例えば、所得が100万円の場合、5%は5万円になり、10万円以下の医療費でも控除ができるということです。

問 医療費控除できる対象はどのようなものがありますか。

答 治療を目的とした医療が対象です。医療費にあたらないものには、健康診断、予防接種などがあります。以下は医療費控除できる医療費の具体例です。

【病院などの範囲】診療、治療費、歯の矯正、レーシック、治療のはり、きゅう、マッサージ

【交通費】通院の交通費、やむを得ないタクシー代、介護タクシー

【入院】部屋代、食事代、診療代

【妊娠・出産】定期健診、通院の交通費、入退院タクシー代、不妊治療

【その他】売薬、漢方、訪問介護の利用料

問 申告したいのですが何が必要ですか。

答 「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。「医療費控除の明細書 記入例」

(1)医療を受けた人	(2)病院・薬局などの支払先名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
川口太郎	きゅばらんクリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000 円	— 円
〃	川口駅前歯科クリニック	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,000	—
〃	JR、川口バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,500	—
川口花子	鑄物皮膚科医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000	20,000
※電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除き、タクシー代は控除の対象には含まれません。			小計	157,500
				20,000

除の明細書」は市ホームページからダウンロードできます。領収書は自宅などで5年間保存する必要があります。医療保険者などが発行する医療費通知(原本)を添付すると明細部分の記入が省略できます。

(広報かわぐち 2月号より)

都市基盤整備・危機管理対策特別委員会で現地視察 機能移転後の南消防署について

旧南消防署(本町二丁目地内)は築59年が経過し、老朽化が著しく敷地が狭隘であり現地建替えが望めないことや、大規模災害等により京浜東北線南西側が孤立しないよう災害対応力を強化するため、横曽根地区に南消防署の機能を移転させました。南消防署は「南消防署中央分署に、横曽根分署は「南消防署」に名称が変更されました。

南消防署としての新施設概要は、鉄骨造地上2階建て、延べ床面積507.54m²の建物で、支援車、ポートトレーラー、ポンプ車(予備者)、救急車(予備者)、小型ポンプ積載車が格納されました。また、4つの訓練施設も設けられました。

①火災体感型訓練施設:火災現場に近い環境を再現するため、現場ごとに異なる間取りを「可動式間仕切り」により変更することが可能。さらにジェットヒーターと煙発生装置を使用することで、実践的で効果的な訓練により消防職員の技術及び環境順応力の向上を図るもの

②はしご架梯訓練施設:2階・3階建ての火災では、逃げ遅れた人をはしごなどで迅速かつ確実に救助する技術が求められる。三連はしごはすべての消防ポンプ車に掲載されており、救助活動において重要な役割を果たす。この訓練施設は、三連はしごをはじめとした各種はしごの取り扱いについて習熟を図り、現場で迅速かつ確実に対応できる技術を養うことを目指している。

③屋上訓練施設:放水は消化活動の要であり、火災の状況に応じて棒状放水や噴霧放水など、柔軟に対応する必要がある。屋上に放水壁を設けることで、中高層建築物火災のような縦方向に配置された複数の部隊間での連携訓練が可能となる。

④高所訓練施設:高所及び低所での災害では、ロープを使った降下や登はん技術が必須である。また、建物間や河川などで残された人を救助する際にはロープによる渡過技術が必須であることから、ロープ操作に関する高度な救助技術の習熟を図るものです。

当該委員会は現地視察で訓練や施設を視察し火災体感も行いました。



未来創造・教育力向上特別委員会 教育大綱・教育振興基本計画の 改定について報告されました

2月9日に、未来創造・教育力向上特別委員会が開催され、

- ①川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について
- ②川口市こども読書活動推進計画の改定について
- ③小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について
- ④いじめ根絶に向けた取り組み状況について

の4事項が報告されました。

教育大綱は平成28年に策定され「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く川口の教育」を基本理念に、幼児教育から学校教育、生涯学習、文化芸術など、基本目標をさだめ、各施策について計画で指標を定め進めていく内容です。学校の教職員の体制充実や地域クラブ活動など課題も多くあり、それぞれの課題について意見がだされました。

こども読書活動推進計画の改定については、子どもの読書時間が、特に中学校で低くなっている現状が報告され、学校図書館への司書の配置充実や図書予算の確保・拡充、市立図書館等との連携について質しました。

3点目の小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について、現在パブリックコメントも実施されており、小中学校在り方審議会での経過についても報告されました。小規模校の存置基準や学区の考え方など、新たな基準も示されている中で施設管理の合理性に重きが置かれ、大規模校になっている学校の現状等についても、学区の再編で経過をみる内容となっていて新たな学校の設置などは計画にありません。

子どもたちの学ぶ学校の整備について、学校内での過密な状況を真摯にとらえる必要があります。

4点目の、いじめ根絶に向けた取り組み状況についてでは、昨年12月の「いじめゼロサミット」の実施をうけて、その後の学校や教育委員会での取り組み状況や、いじめの認知の根拠と、当事者だけでなくクラス全体での解決の方策の取り組み状況などについて議論がされました。